(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月十五日にマニラで

日本国外務大臣　茂木敏充

フィリピン共和国外務大臣

マリア・テレサ・P・ラザロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月十五日にマニラで

フィリピン共和国外務大臣

マリア・テレサ・P・ラザロ

日本国外務大臣　茂木敏充閣下

○国土交通省告示第二百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

敷地北沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県磐田市敷地及び下野部の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°50′07.6550″	137°51′48.1473″
2	34°50′08.7313″	137°51′44.2719″
3	34°50′10.3427″	137°51′43.3779″
4	34°50′11.4279″	137°51′43.2336″
5	34°50′13.0976″	137°51′44.8625″
6	34°50′11.5992″	137°51′47.3714″
7	34°50′09.4615″	137°51′48.7519″
8	34°50′08.3780″	137°51′49.0339″
9	34°50′08.4198″	137°51′50.3327″
10	34°50′09.3556″	137°51′50.6284″
11	34°50′09.3178″	137°51′51.1381″
12	34°50′08.7043″	137°51′51.0776″
13	34°50′08.0986″	137°51′50.9072″
14	34°50′07.9550″	137°51′48.5153″

○国土交通省告示第二百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

貞岡川二

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県東広島市志和町別府の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を令和五年国土交通省告示第千百六十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、三点と四点を結んだ線及び一点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°28′32.4036″	132°37′46.7793″
2	34°28′33.2618″	132°37′41.8462″
3	34°28′34.2528″	132°37′41.5962″
4	34°28′33.1019″	132°37′46.9853″

○国土交通省告示第二百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天地面川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町湯

字天地面　三六五番一

三六六番一

三六七番一

三六八番四

三六四番

字滝谷山　一六八五番八一

字外谷　一六八六番

一六八七番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小又川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

兵庫県美方郡新温泉町内山

字家ノ奥　七二〇番一及び七二〇番二

七二一番及び七二二番

七二三番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡新温泉町内山

字上ノ山　八二四番　一号から五号まで

八一九番　六号、七号及び三十二号

八二五番二　八号及び九号

八二五番一　十号

八一八番　三十一号

八一三番　三十三号及び三十四号

八二〇番　三十五号及び三十六号

八二三番　三十七号から三十九号まで

八二一番　四十号

字水屋　八二八番二　十一号から十九号まで

字前田　八〇一番二　二十号、二十一号及び二十五号から三十号まで

八〇一番三　二十二号から二十四号まで

字家ノ奥　七二四番　四十一号及び四十二号

七二三番二　四十三号及び四十四号